

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 名須川 晋

- 1 日時
平成 30 年 9 月 27 日（木曜日）
午前 10 時 1 分開会、午後 1 時 47 分散会
（うち休憩 午後 0 時 7 分～午後 1 時 1 分）
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
名須川晋委員長、工藤誠副委員長、佐々木朋和委員、柳村一委員、工藤勝子委員、
神崎浩之委員、佐々木宣和委員、佐々木努委員、高田一郎委員
- 4 欠席委員
吉田敬子委員
- 5 事務局職員
赤坂担当書記、羽澤担当書記、鈴木併任書記、千葉併任書記、工藤併任書記
- 6 説明のため出席した者
上田農林水産部長、内宮理事、阿部技監兼林務担当技監、
佐藤副部長兼農林水産企画室長、小岩農政担当技監兼県産米戦略室長、
千葉農村整備担当技監、伊藤水産担当技監兼水産振興課総括課長、岩渕漁港担当技監、
千葉競馬改革推進室長、及川理事心得、菊池参事兼団体指導課総括課長、
多田参事兼農村計画課総括課長、照井農林水産企画室企画課長、
山本農林水産企画室管理課長、関口団体指導課指導検査課長、
高橋流通課総括課長兼県産米戦略室県産米販売推進監、藤代農業振興課総括課長、
中村農業振興課担い手対策課長、菊池農業普及技術課総括課長、
村瀬農村計画課企画調査課長、伊藤農村建設課総括課長、
菊池農産園芸課総括課長兼県産米戦略室県産米生産振興監、
佐藤農産園芸課水田農業課長、菊池畜産課総括課長、
村上特命参事兼畜産課振興・衛生課長、大畑林業振興課総括課長、
橋本森林整備課総括課長、佐藤森林整備課整備課長、久慈森林保全課総括課長、
森山水産振興課漁業調整課長、阿部漁港漁村課総括課長、佐々木漁港漁村課漁港課長、
菊池競馬改革推進室競馬改革推進監、小原県産米戦略室県産米戦略監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議の内容

(1) 議案の審査

- ア 議案第 1 号 平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 3 号）
第 1 条第 2 項第 1 表中
歳出 第 6 款 農林水産業費
第 11 款 災害復旧費
第 3 項 農林水産施設災害復旧費
第 2 条第 2 表中
1 追加中 5、6
2 変更中 1～3
- イ 議案第 3 号 平成 30 年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第 1 号）
- ウ 議案第 4 号 平成 30 年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第 1 号）
- エ 議案第 5 号 平成 30 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）
- オ 議案第 11 号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- カ 議案第 12 号 農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- キ 議案第 13 号 林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- ク 議案第 14 号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- ケ 議案第 15 号 水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについて
- コ 議案第 24 号 大船渡漁港海岸防潮堤高潮対策ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- サ 議案第 31 号 大沢漁港海岸防潮堤（第 1 工区）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- シ 議案第 32 号 大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) その他

委員会調査について

9 議事の内容

○名須川晋委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

吉田敬子委員は欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第 1 号平成 30 年度岩手県一般会計補正予算（第 3

号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費、第3項農林水産施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中5及び6、2変更中1から3まで、議案第3号平成30年度岩手県県有林事業特別会計補正予算(第1号)、議案第4号平成30年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算(第1号)、議案第5号平成30年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)、議案第11号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、議案第12号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて、議案第13号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて、議案第14号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて並びに議案第15号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決を求めることについて、以上9件の予算議案及び予算関連議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼農林水産企画室長 農林水産部の補正予算議案について御説明を申し上げます。

議案(その1)の冊子の5ページをお開き願います。議案第1号平成30年度岩手県一般会計補正予算(第3号)ではありますが、当部の補正予算は第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額24億9,290万6,000円の増額と、6ページをお開き願いまして、11款災害復旧費、3項農林水産施設災害復旧費の補正予算額27億7,946万6,000円の増額を合わせまして、総額52億7,237万2,000円を増額しようとするものであります。

今回の補正は、東日本大震災津波からの復旧、復興の進捗に伴う補正のほか、国庫補助事業の内示等に伴う補正予算を計上しようとするものであります。補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただき、主な事業を中心に簡潔に御説明申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の41ページをお開き願います。6款農林水産業費、1項農業費であります。まず、1目農業総務費の主なものであります。説明欄の二つ目、いわての食財ゲートウェイ構築展開事業費は、県産農林水産物の認知度の向上を図るため、県内外におけるPR活動や商談会等に要する経費を増額しようとするものであります。

42ページをお開き願います。5目農作物対策費の中山間地域所得向上支援事業費補助は、中山間地域における収益性の高い農産物の生産拡大のため、市町村等で構成される協議会が行う鳥獣被害防止施設の整備に要する経費を補助しようとするものであり、10目農業研究センター費の試験研究費は、研究受託費の確定に伴い、所要額を増額しようとするものであります。

44ページをお開き願います。2項畜産業費ではありますが、2目畜産振興費の説明欄二つ目、畜産競争力強化整備事業費補助は、畜産クラスター計画に位置づけられた地域の中心

的経営体に対し、牛舎や豚舎など家畜飼養管理施設等の整備に要する経費を補助しようとするものであり、3目草地対策費の説明欄の一つ目、畜産基盤再編総合整備事業費は、担い手育成を通じた畜産構造の改善を図るため、畜舎の整備等に要する経費を増額しようとするものであります。

45 ページに参りまして、3項農地費であります。2目土地改良費の説明欄の五つ目、経営体育成基盤整備事業費は、地域の中心となる経営体の育成を図るため、水田の大区画化など生産基盤の整備と担い手への農地利用集積の推進に要する経費を増額しようとするものであり、次の中山間地域総合整備事業費は、地域特性を生かした農業と活力ある農村づくりの促進を図るため、中山間地域の実情に応じた農業生産基盤と農村生活環境基盤の整備に要する経費を増額しようとするものであります。3目農地防災事業費の説明欄の二つ目、農村地域防災減災事業費は、地域における効果的な防災減災対策を講じるため、農業用施設の整備状況等を把握し、地域の実情に即した用排水路の整備及び耐震性点検等に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、47 ページをごらん願います。4項林業費であります。1目林業総務費の説明欄の一番下、林業・木材産業資金特別会計繰出金は、当該特別会計の前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。次に、2目林業振興指導費の説明欄の下から二つ目、林業成長産業化総合対策事業費は、効率的かつ安定的な林業経営等を持続的に行うために必要な高性能林業機械等のリース導入に要する経費等を補助しようとするものであり、一番下、森林整備加速化・林業再生事業費は、森林整備加速化・林業再生基金を充当して実施した事業の平成29年度実績の確定等に伴い、残額を基金へ積み戻すとともに、平成30年度で終了となる同基金の精算に伴う国庫返還金について所要額を補正しようとするものであります。

48 ページをお開き願います。4目造林費の説明欄の一つ目、森林整備事業費補助は、森林の要する多面的機能を発揮させるため、再造林や下刈り等の森林整備に要する経費を補助しようとするものであります。

50 ページをお開き願います。5項水産業費であります。1目水産業総務費の説明欄の一つ目、管理運営費は、過年度に県が実施した水産関係建設事業において、事業費が確定したこと等に伴う国庫補助金等返還金を増額しようとするものであり、その下、沿岸漁業改善資金特別会計繰出金は、当該特別会計の前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰出金を減額しようとするものであります。7目水産技術センター費の管理運営費は、北山崎漁業無線局の無線設備の改修等に要する経費を増額しようとするものであります。

51 ページに参りまして、10目漁港漁場整備費であります。説明欄の下から五つ目、漁港環境整備事業費は、快適な漁港環境の形成を図るため、緑地防災施設等の整備に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、70 ページをお開き願います。11款災害復旧費、3項農林水産施設災害復旧費であります。まず、1目農地及び農業用施設災害復旧費の説明欄二つ目、海岸保全施設災害復

旧事業費は、東日本大震災津波により被災した農地海岸保全施設の災害復旧に要する経費を増額しようとするものであり、5目漁業用施設災害復旧費の漁業用施設災害復旧事業費補助は、東日本大震災津波により被災した宮古市営漁業用施設の災害復旧に要する経費を補助しようとするものであります。次に、6目漁港災害復旧費の説明欄の一つ目、漁港災害復旧事業費は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設等の災害復旧に要する経費を増額しようとするものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。議案（その1）にお戻りいただきまして、議案（その1）の7ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の1追加の表であります。当部所管に係るものは、事項欄5の地域用水環境整備事業及び事項欄6の東京2020オリンピック・パラリンピック県産材利用促進事業費であります。まず、事項欄5の地域用水環境整備事業は、洋野町の大野ダムとダム湖周辺の環境整備を行うものであり、事業計画の見直しなどにより、新たに平成30年度から平成31年度にかけて工事を施工する必要が生じたことから、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであり、事項欄6の東京2020オリンピック・パラリンピック県産材利用促進事業は、東京オリンピック・パラリンピック大会選手村施設の整備のために提供する木材の加工、納入に係るスケジュールが変更されましたことから、平成30年度に木材の調達を行い、木材の加工、納入を平成31年度とする必要が生じたため、翌年度にわたる一括発注といたしまして、期間及び限度額を定めて債務負担行為を設定しようとするものであります。

8ページをお開き願います。2変更の表であります。当部所管に係るものは、事項欄1のかんがい排水事業から3の漁港災害復旧事業までの3件であります。いずれも平成30年度から翌年度以降にわたって施工される工事に係るものであり、事業費の変更に伴い、それぞれ債務負担行為の限度額を変更しようとするものであります。

続きまして、特別会計の補正予算について御説明申し上げます。14ページをお開き願います。議案第3号平成30年度岩手県県有林事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,530万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億6,784万6,000円とするものであります。

15ページをごらん願いまして、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入は平成29年度決算の確定により、納付消費税等の支払いに要する基金繰入金や前年度の繰越金の確定による増額補正であり、16ページをお開き願いまして、歳出の1款県有林事業費は、前年度繰越金の確定などに伴い、県営林造成基金への積立金や県行造林造成事業等の分収交付金を増額するものであります。

続いて、17ページに参りまして、議案第4号平成30年度岩手県林業・木材産業資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ3,509万7,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億3,457万6,000円とするものであります。

18ページをお開き願いまして、第1表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金が確定したことに伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであり、

19 ページに参りまして、歳出の 1 款林業・木材産業改善資金貸付費は、前年度の繰越金の確定に伴い、繰越金を貸付費及び業務費の財源に充当して増額しようとするものであります。

20 ページをお開き願ひまして、議案第 5 号平成 30 年度岩手県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。歳入歳出それぞれ 1,233 万 6,000 円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 8,140 万 1,000 円とするものであります。

21 ページに参りまして、第 1 表歳入歳出予算補正であります。歳入は前年度からの繰越金の確定に伴い、一般会計からの繰入金を減額しようとするものであり、22 ページをお開き願ひまして、歳出、1 款沿岸漁業改善資金貸付費は、前年度繰越金の確定に伴い、繰越金を貸付費及び業務費の財源に充当して増額しようとするものであります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。37 ページをお開き願ひます。議案第 11 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これはかんがい排水事業、経営体育成基盤整備事業等と、39 ページに参りまして、地域用水環境整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業及び農村地域防災減災事業のそれぞれにつきまして、農業関係の建設事業に要する経費の額の変更等に伴い、受益市町村の負担金の額を変更しようとするものであります。

次に、41 ページをごらん願ひます。議案第 12 号農業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは経営体育成基盤整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業及び農村地域防災減災事業の農業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市町に負担させようとするものであります。

42 ページをお開き願ひます。議案第 13 号林業関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは県単独治山事業の林業関係の建設事業に要する経費の一部を受益市に負担させようとするものであります。

43 ページに参りまして、議案第 14 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは漁港施設機能強化事業、水産環境整備事業及び強い水産業づくり交付金事業の水産関係の建設事業に要する経費の額の変更に伴い、受益市村の負担金の額を変更しようとするものであります。

45 ページをごらん願ひます。議案第 15 号水産関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関し議決を求めることについてであります。これは水産環境整備事業及び漁港機能増進事業の水産関係の建設事業に要する経費の一部を受益市町に負担させようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木努委員 初めに、農業総務費についてお伺いしたいと思います。

いわての食財ゲートウェイ構築展開事業費は当初よりも大幅な増額になっていますが、この財源はどうなっているのか。それから、これは内訳を見ますと、いわて牛普及推進協議会の負担金、いわて農林水産物国際流通促進協議会負担金と、協議会の負担金という形になっていますが、具体的な事業はどのようなものが行われるのかをお示しいただければと思います。

○高橋流通課総括課長 いわての食財ゲートウェイ構築展開事業費についてのお尋ねですが、この事業につきましては県産農林水産物の認知度、評価を高めるために、県外への県産食材への情報発信、プロモーション活動を推進するとともに、首都圏などへの食材供給の新たな仕組みを構築しようとするものであります。このたびの補正におきまして、来年県内でさまざまなイベントの開催が予定されているわけですが、そうした機会を捉え、まずは県産の果物やいわて短角牛、さらに最近注目が集まっております綿羊のプロモーション活動を展開することにしております。また、本県の食の魅力をさらに向上させるために、県内の生産者とシェフ、料理人の皆様との連携によって、料理講習会を開催することとしております。

財源についてのお尋ねですが、財源につきましては、国からの国費が使えるようになったので、これを活用しようとするものであります。

○佐々木努委員 国の事業を導入できるということで、増額をしたということですが、これは単年度なのでしょう。それとも、何年かかけてこれを続けてやっていくものなのか。どうなっていますでしょうか。

○高橋流通課総括課長 この事業につきましては、本年度から3カ年の計画で実施を進めたいと考えているものであります。

○佐々木努委員 単年度では難しいと思います。いわて果物の王国形成事業、それからいわて短角牛ブランド力強化事業、あと綿羊関係ということなのですが、実際これは3年かけてやられるということなのですが、岩手の果物、短角牛、綿羊、これが県としてのオリジナルといいますか、主力な農産物になっていくという、現状と見通しについて、わかる範囲でいいので教えていただきたい。

○高橋流通課総括課長 まず、果物であります。果物に関しましては昨今、プレミアムリンゴの冬恋を初め、高品質な県産果実が出てきているところであります。こうした県産果実の品質の高さでありますとか、また、リンゴ以外にもブドウ、サクランボ、ブルーベリー、梨、そのようなものが豊富に存在をしているところであります。こうした果物を広くイメージアップを図りながら、本県は全国有数の果物生産県でありますので、認知度を向上させながら、より一層消費者の皆様方の認知度を高めながら、果物の生産、販売を進めてまいりたいと考えているところであります。

また、短角牛におきましては、昨今赤身ブームにより関心が高まっているところであります。一方で主産地である県北、沿岸地域におきましては、その飼養頭数が減少しているという傾向にあります。この消費者の安全、安心、あるいは健康志向に対応しまして、

いわて短角牛の品質、安全、安心な肉であることを消費者、実需者の皆様にお伝えをしながら、生産基盤の強化でありますとか、ブランド力の強化というものを図ってまいりたいと考えているところであります。

それから、綿羊につきましては、平成 28 年度の統計によりますと、県内 48 戸で 621 頭が飼養されているところであります。主に奥州市あるいは一関市で飼育が始まっているところでありますが、荒廃農地対策にも有効であるということでもありますし、ラム肉が非常に関心が集めているということがありますので、こうした需要を拡大しながら中山間に導入を図っていくような、そういった狙いを持ちながら取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

○佐々木努委員 まず、この三つはこれから 3 年かけて、岩手県の主要な農産物として売り出していきたいという考えでよろしいわけですね。岩手県は確かにいろんな果物があるわけですが、他県に比べると、岩手県だからこの果物というものがあるというものは実は存在しなくて、例えばリンゴだと青森県のほうが断然認知度が高い。岩手県もすばらしいリンゴがたくさんあり、むしろ私は岩手県のほうがおいしいのではないかと思っているぐらいです。さまざまな果物をつくっていますけれども、それが岩手県は本当に果物の生産地だという認識がされていないと私は思っているのです。温暖化で産地が徐々に下に動いていて、ブドウなんかも長野県の方がわざわざ岩手県に来てつくり始めるなんていうことも出ていますし、そういう意味ではちょっと他県には悪いのですけれども、岩手県として新たな果物の産地という形で、ぜひさまざまな果物、いいものを生産するような形で取り組んでいただければと思います。

それから、短角牛につきましても、今私も大分年をとってきて、和牛のような非常に脂身の多いものはなかなか食べづらくなってきて、最近食べていないのですが、やはり赤身志向というのがこれから非常に高まってくるという意味では、短角牛というのは畜産分野の大きな武器になるのではないかと思っているのですが、さっきおっしゃられたとおり、大分飼養農家が減っている、頭数も減っているということなので、ぜひ 3 年かけて増頭も含めた販売の促進を進めていただきたいと思います。

綿羊につきましては、私の地元である奥州市で非常に取り組みが進んでいますけれども、やはりこれも健康志向ということで、大分羊の肉が見直されている、そういう時期に入ってきていると思いますので、ぜひこれも、私はこれから岩手県を代表的な産地にしてほしいという思いもありますので、この国のさまざまな事業を使いながら積極的に取り組んでいただきたいと思います。

○工藤誠委員 畜産競争力強化整備事業費補助について伺います。

6 億 4,000 万円余りの増額ですけれども、これは当初予算ではどれぐらいであったのか、そして今回 6 億 4,000 万円余りを補正するのですけれども、かなり大型の補正だと思えます。この時期にこれぐらいの補正をするということになると、なかなか年度内で執行するのは厳しいような気もするのですけれども、その経緯についてお知らせください。

○菊池畜産課総括課長 畜産競争力強化整備事業、いわゆる畜産クラスター事業であります。この事業につきましては、収益性の向上を目指す畜産クラスター協議会が定める計画に基づいて、地域の中心的な経営体に対して規模拡大に伴う施設整備を行う事業であります。

補正前につきましては13億円の当初予算でしたが、国の内報、補助の繰り越しに伴うものであります。繰り越しがあったことに伴って今回事業の要望調査を改めて行った結果、事業費が増額になるということで、6億4,000万円余の増額補正を行うものであります。

年度内の実施につきましては、今回の国の内報を踏まえて要望調査を行った結果の見込みということでありまして、年度内の実施ということで進めてまいりたいと思っております。

○工藤誠委員 2月定例会で補正予算の説明を求めたときに、まだ国の内報が入っていないので、補正予算には計上しないで、新年度予算に計上するというお話だったのですが、その事業の分であるという考え方でいいのですか。

○菊池畜産課総括課長 その事業であります。その中身について国からそれ以降の繰り越しがあったということで、それを改めて今回補正するものであります。

○工藤誠委員 それでは、今回牛舎、豚舎等の整備という畜産クラスター事業ですけれども、どの地域にどの程度のものを整備するのか。それから、この場合は国費、県費、それから受益者負担等の割合があると思うのですけれども、その内容について教えてくださいませんか。

○菊池畜産課総括課長 今回の事業の内容につきましては、まず酪農につきましては乳用牛の牛舎を14棟整備するものであります。地域につきましては、盛岡市、八幡平市、葛巻町、花巻市、九戸村となっております。

それから、肉用牛ですけれども、肉用牛の牛舎5棟を整備する予定であります。こちらにつきましては、雫石町、紫波町、奥州市となっております。

それから、養豚ですが、豚舎11棟の整備ということでありまして、洋野町、八幡平市、一関市となっております。

国庫につきましては2分の1ということになります。県費はありません。

○工藤誠委員 これは、毎年継続している事業だと思います。どんどんそういうことは進めていただきたいわけでありましてけれども、このことによって、例えば乳牛であれば生産量がどれくらいふえるのか、飼養頭数がどれだけふえるのか、それから畜産の販売、生産額がどれだけふえるのか、その効果をどのようにつかんでおられるのかをお聞きしたいと思います。

○菊池畜産課総括課長 この事業につきましては、牛舎をつくることによって、例えば乳牛であれば増頭が図られますし、肉牛につきましても増頭が図られることで、生産量の増加が図られるということになると思います。具体的な数字については、今手元にないのですけれども、確実に増頭なり生産量の拡大ということになります。

○**工藤誠委員** 毎年多額の国庫補助事業が入っているわけで、酪農で言えば多頭化、法人化の流れがもう一気に進んでいます、いずれ岩手県はそういう点ではまだ他県に比べて非常に伸び代があると言われていまして、ぜひそれを頑張りたいということをお願いしたいと思います。

それから、もう一点ですが、これは確認ですけれども、経営体育成基盤整備事業費の4億4,000万円余りの補正ですが、実施地区への配分だと思っておりますけれども、今回実施地区に配分されたものと、農業関係の市町村の一部負担の金額の変更になる市町村はリンクしていると考えてよろしいのでしょうか。

○**伊藤農村建設課総括課長** そのとおりでありまして、今回の9月補正の内容は、国の割り当てに伴う補正であります。それで地区別につきましても、動いた部分については今回補正で市町村からの分担金とさせていただいております。

○**工藤誠委員** そうすると具体的に何箇所になるのか。特に私は一般質問でも申し上げたのですけれども、県北地域、特に二戸地域への配分がなかった理由についてお知らせいただきたいと思っております。

○**伊藤農村建設課総括課長** 先ほどお話ししたとおり、国の割り当てに伴いまして予算を増額したということでありまして。そのため、純増ということで、各地域の追加配分については行っておりません。国の配分に伴いまして、予算を変更したものであるところでありまして。また、それに伴いまして追加配分になった地区が全て追加配分になったということではないということです。

○**千葉農村整備担当技監** 今回の経営体育成基盤整備事業費の補正であります、県内の28地区におきまして、9月以降に計画確定となる新規地区の実施設計、あるいは継続地区の実施設計、それから換地計画書作成等の委託料等を追加が大きいものであります。

二戸地区の基盤整備地区につきましては、現在工事が主体に進められておるところでありますし、また昨年度の経済対策でも配分をいたしておりまして、その工事をまず進めていくということで実施をしているものであります。

○**菊池畜産課総括課長** 先ほどの畜産クラスター事業についてのこれまでの実績、成果について、補足させていただきます。

この事業につきましては、平成27年度から平成29年度までの3カ年の実績ということで申し上げますと、酪農につきましては牛舎を31棟整備しており、規模とすれば1,200頭の増頭が図られているということになります。それから、肉用牛につきましては18棟で1,500頭の増頭、肉用鶏につきましては16棟で25万羽、養豚につきましては13棟で4,600頭の頭数増と、このような形で規模の拡大が図られておりますし、現在も引き続き増頭に向けて整備を進めております。

○**高田一郎委員** 先ほど佐々木努委員から、いわての食財ゲートウェイ構築展開事業費について質問があり、御説明いただきました。大体理解しましたけれども、この中でいわて農林水産物国際流通促進協議会への負担金385万円が計上されています。これは農産物の

マーケットを拡大するという上で、輸出戦略というのは非常に大事な課題だと思うのですが、実際は農家所得向上につながる輸出戦略でなければならないと思います。それで、岩手の農林水産物の戦略によって、農家所得の向上にどのようにつながっているのか、また今回の385万円の事業の中身について説明いただきたいと思います。

それから、もう一つは、いわてのめん羊里山活性化事業、これは事前にいただいた説明資料によりますと、里山鳥獣被害対策として、綿羊、牛を試験的に導入して農村の活性化を強力に推進するモデル事業を構築するとなっています。今回のこの事業というのは、冒頭説明があったように、岩手の食材の認知度向上とPRを内外にしていこうというのが事業の中身ですけれども、直接事業はリンクしないのではないかと思いますけれども、試験的に導入をしてやることで、どんなイメージのものになっていくか、ちょっと説明していただきたい。

○高橋流通課総括課長 まず、綿羊の事業につきましては、先ほどお話がありましたように、省力的な農地管理、そして里山の鳥獣被害対策にも役立つのではないかとといったような一面もあります。まずはラム肉の販売、流通経路をしっかりとっていくためのプロモーション活動、そして肉だけではなくて、羊毛、ウールも使用可能ですので、そういった活用に向けた商品開発のようなこともこの事業で実施を進めてまいりたいと考えております。頭数をふやしていくための飼養管理技術の向上に向けた研修会でありますとか、そうしたものもあわせて実施をまいりたいと考えております。まずは、消費者の皆様にもラム肉なり、あるいはウールの活用も含めた、そういう出口を見据えたようなプロモーション活動を展開しつつ、生産の拡大、経営基盤の充実なども図っていく、そうした考え方で事業を進めてまいりたいと考えております。

それから、いわて農林水産物国際流通促進協議会への負担金であります。これは、県産食材の活用を促進し、またインバウンド需要も含め、来年大きな国際的スポーツイベントも予定されておりますので、海外からお越しいただく方々にも十分アピールあるいはおもてなしを進めていくということから、県産食材を使った料理講習会の実施でありますとか、シェフの皆様方にも県産食材を活用し、生産者と交流を進めていく、そういった取り組みを予定しているところであります。

こういった輸出に伴い、所得向上へつながっているかどうかといった御質問もいただいたところでありますが、本県におきましては、関係の事業者、団体の皆様方、県とで構成するいわて農林水産物国際流通促進協議会を主体としながら、平成29年3月に策定をいたしましたいわて国際戦略ビジョンに基づきまして、重点品目である米、リンゴ、牛肉、水産物を現在日本食レストランがふえておりますアジアとか北米などをターゲットとして、現地からバイヤーの方をお招きしたり、商談会を行ったり、あるいは現地でのフェアなどを開催をしているところであります。こうしたことによりまして、取引拡大に向けて事業を進めているところでありますが、先ごろ新聞紙上でも報道がされておりますが、全体で平成29年は28億円と、輸出額が前年の3割ほどの増に伸びているところであります。こ

れが直ちに所得向上にまでつながっているかどうかということにつきましては、検証作業は進めていないところでありますが、今後はそうした観点でもしっかり把握をしながら事業を進めてまいりたいと考えております。いずれそうした形で輸出につきましてもこれまで以上に拡大するような取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

○高田一郎委員 輸出戦略というのは、マーケットを拡大しなければいけないし、大事な戦略だと思うのですが、やはり全体の輸出額がふえても直接農家にどれだけ所得として還元できるかということが一番の大事な課題だと思いますので、まだ実態を把握されていないということでもありますので、ここはちゃんとして今後に結びつけていただきたいと思います。

次に、畜産競争力強化整備事業についてもお尋ねをいたします。先ほど畜産クラスター事業による実績、効果について説明がありました。この事業を導入して、それぞれ増頭になっているという説明をいただいて、それなりに効果があるのかなと思います。この畜産クラスター事業については、畜産クラスター計画に位置づけられている中心的な経営体に対して支援をするという事業になっています。この畜産クラスター計画に位置づけられている地域といいますか、企業体、企業数、実際岩手県内はどういう状況になっているのか。それから、恐らくこれは規模拡大が伴うような事業計画でなければ、事業導入できないということだと思うのですが、中心的な経営体及びこの補助金を受けるための要件はどのようなになっているのでしょうか。

○菊池畜産課総括課長 畜産クラスター協議会の状況であります。県内 33 市町村のうち、陸前高田市、釜石市、大槌町を除く 30 市町村において、市町村、農協を単位に 41 の協議会が設置されております。したがって、その協議会の中で事業が実施されているということでもあります。

要件につきましては、規模の大小にかかわらず、今後増頭していく、いわゆる中心経営体としてその協議会で位置づけられた方については事業が実施できるということになります。

○高田一郎委員 中心経営体に位置づけられているところに対して、さまざまな支援をするということですが、これは規模拡大に関係なく、協議会の中で支援が必要な経営体であれば、規模拡大にとらわれないで支援をしていくということなのですか。規模拡大とか法人化とか、そういった要件を満たさないと対応できないという話に聞こえますけれども、岩手県はまた違う条件で支援しているのかをお聞きしたいと思います。

それと、これは国費が2分の1ということなのですが、実際これまでの補助事業の事業実績を見ますと、必ずしも全体の事業費の2分の1ではなくて、補助金で対応できなくて、さらに事業費が膨らんでいるという実態もあるのではないかと思いますけれども、その現状はどうなっているのでしょうか。非常に全国的に過剰投資になって、経営が行き詰まって大変になっているという状況もお聞きしておりますが、岩手県の場合はそういう課題はないのか、その点についてお伺いしたい。

○菊池畜産課総括課長 畜産クラスター事業につきましては、地域で一体的に連携しながら、生産者と、あとはいろんな出口も含めて、そういったところで計画をつくっていただいて、その中で生産者については増頭と、先ほど申し上げたように法人化というふうな要件もございまして、それを達成するというので、そういう方々に対して支援するものがあります。

それから、国費は事業費の2分の1ということにはなっておりますが、それを超える分については、実際県内でもあります。ただ、標準事業費という考え方の中で2分の1ということになっております。

○高田一郎委員 畜産クラスター計画に位置づけられた、いわゆる規模拡大とか法人化を目指す経営体に対して支援をするということなのですけれども、先日岩泉町に行って、いろいろお話を聞いてきたのですけれども、岩泉町の酪農家の山崎さんという方が第36回全農酪農経営体験発表会で農林水産大臣賞を受けており、土壌改良も行いながら、100%自給飼料で対応して、家族経営で非常に頑張っているという話を聞いて、大変私も感銘を受けてきました。酪農についても、全国的に国の施策も規模拡大、法人化という中で、それも大事なことなのですけれども、地域を本当に維持する上で、大規模農家も必要ですし、家族農業も大切で、やはり多様な酪農生産ということをしていかないと、本当の意味で酪農というのは維持していけないのではないかと思います。そういう意味で、こうやって家族農業で本当に頑張っている畜産農家の方々に対する支援というのがまだまだ弱いのではないかと思いますのですけれども、その点県としてもどのような、家族農業で頑張っている酪農生産農家に対する支援といいますか、それについてもお聞きしたいと思います。

○菊池畜産課総括課長 委員おっしゃるとおり、家族経営でやっている方々に対しても、私どもとすれば支援を行いながら経営の発展をお手伝いしている状況であります。具体的な対応につきましては、牛乳検査事業であるとか、県単の事業でいわて地域農業マスタープラン実践支援事業等がありますので、そういった部分でいろんな支援を行う。また、あわせて酪農関係のサポートチームというものを県内の地域につくっております。関係機関でもってチームを構成して、農家を選定して、一生懸命やっているところに対して、経営のいろんなお手伝い、技術的なアドバイスを行うということで入っておりますので、そういったソフトの取り組みも強化しながら支援してまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 最後に、一つだけお聞きしたいと思いますけれども、特用林産物放射性物質調査事業費についてお伺いいたします。

これは、出荷制限解除に伴う生産の再開への支援事業だと思います。県のいろいろ支援があつて、生産を再開する生産者が着実にふえているということは大変喜ばしいことと思います。まだまだ再開に向けていろいろ頑張っている生産農家もたくさんいると思うのですけれども、現在震災前と比べてどんな状況になっているのか。それで、これから再開を目指して頑張っているシイタケ生産農家というのはどの程度いらっしゃるのか、その実態についてお伺いします。

それから、数日前の日本農業新聞でも、原木価格が震災前の2.5倍になって、大変悲鳴を上げているという報道もありました。今原木価格がどのような状況になっているのか。また、原木の調達については、県北とか秋田県などにも要請して取り組まれておりますけれども、将来的な供給の見通しは大丈夫なのか。これからどんどん必要になってくると思いますけれども、供給の見通しと、シイタケの価格動向がどうなっているのか、この辺の現状についてまず示していただきたい。

○大畑林業振興課総括課長 まず、シイタケ生産者の状況であります。今年の7月末時点ですけれども、出荷制限を受けている13市町村で露地で生産をしている方々で、生産を継続したいという意向を示している方は315人いらっしゃいます。そのうち、今月18日に解除された方を含めて200人の方々が解除されているということで、残り115人の方について、これから解除に向けて取り組んでいくという形になっております。115人のうち、7割程はほだ場の環境整備までやっておりますので、そういった形で生産して、生産物を収穫して、それを検査して、基準値を下回っていれば解除に持っていけるという状態にあります。残り3割から4割程度の方は、まだほだ場の環境整備まで至っておりませんので、そういった生産者の方々については意向を丁寧に適宜確認しながら、ほだ場の環境整備等県単で支援しておりますので、そういった形で生産再開を支援していきたいと考えております。

次に、原木価格につきましては、平成29年、植菌分についての価格になりますが、全県平均で295円となっております。ただ、一関地域については373円ということで、輸送費等がかかる分、若干高目となっております。

それから、原木の調達の見通しというところではありますが、原木の調達に当たりましては、岩手県森林組合連合会等と構成をいたします協議会を設けて、原木を植菌時期までにきちんと調達できるようにということで協議を重ねているほか、県として生産者の希望を取りまとめて、その希望に応じてきちっと調達するような形で取り組みを進めております。

また、秋田県、それから国有林、市町村有林、そういったところにあるコナラ等の広葉樹についても、何とか生産して、シイタケ原木として活用できるようにならないかということで、毎年要請をしてお願いをしているところであります。国有林でも、シイタケ原木の価格が高騰して大変だという状況に理解を示していただいて、広葉樹生産のところにも力を入れていただける方向になってきておりますので、そういったところを引き続き要請しながら、原木確保については進めていきたいと思っております。

県南部の原木林については、毎年モニタリング調査をやっておりますが、ちょっと地形に応じて低いところ、高いところがあるという状況でありまして、なかなかその一山を安全に使える山だと、切り出しても大丈夫だと言える状況にはまだないという状況であります。そういうことで、国庫補助事業を活用して、原木林を伐採して、更新をするという取り組みも進めております。ちょっとまだ更新すると20年、30年という長い時間かかるわけですけれども、そういった取り組みをあわせて進めながら、原木をきちっと将来的にも

確保できるように取り組みを進めていきたいと思っております。

それから、シイタケの生産価格であります。平成 29 年の岩手県の平均価格であります、4,000 円程度となっております。東日本大震災津波前に比べますと、大体 9 割程度の価格と思っております。今年に入りましても 4,000 円を若干下回る程度で取引価格が推移しておりますので、若干厳しい状況にあるかなと思っておりますけれども、何とか質のいいものを高く買っていただけるように、市場の皆さん、卸売業者の皆さんに PR しながら、いい価格で取引していただけるよう取り組んでいきたいと考えております。

○高田一郎委員 原木価格が高騰し、一方では価格がなかなか戻らないという状況の中で、本当に賠償がないと営農再開できないし、賠償が切られてしまえば離農せざるを得ない。県や市町村の支援で何とか踏ん張って頑張っているという状況だと思います。それで、その賠償についても、今どんな状況になっているのでしょうか。こんなに原木価格が高騰しているのは原発事故のせいではないのだと、因果関係云々の問題で東京電力もなかなか消極的になっているということもお聞きしておりますが、そういう状況はないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

もう一つは、やはり地元の原木を調達して、そして生産すれば一番いいのですが、今のお話ではモニタリング調査をしているけれども、なかなかそういう状況ではないということで、これはどんな見通しなのですか。10 年、15 年もかかるものなのか。また、国庫補助事業で山そのものを更新しているというお話でありますけれども、国庫補助、助成金も何か今年で終わりみたいな、そういうお話も聞きますけれども、その現状はどうなっているのでしょうか。

○大畑林業振興課総括課長 まず、賠償の状況であります、JAグループの協議会、それから岩手県森林組合連合会、森林組合系統の協議会がそれぞれ賠償請求をしております。総じてJAグループは順調に賠償請求はできているかなと思っております。森林組合系統の部分で原木かかり増しの請求が若干おくられている、合意あるいは支払いのところまで合意に至ってないというところが若干ありますが、それについても昨日行われた協議会に出席して状況を確認したところ、原木かかり増しについても来月までには合意をして、東京電力から支払いが行われる見通しというところも報告がありましたので、賠償についてはまず生産者の皆さんから請求を受けたものを取りまとめ、速やかに請求をして、東京電力にきちんと速やかに払ってもらおうというところをきちっと回していけるように、県としても東京電力に対しては引き続き要請をしていきますし、国に対しても東京電力に対する指導をきちっとしてもらおうように要望はしております。引き続き国と連携しながら、賠償請求はきちっと対応していただけるようにやっていきたいと思っております。

原木モニタリングの状況であります。原木を立木のまま検査をしている状況では、基本的に少しずつ減少傾向であります。ただ一方で、先ほども申し上げましたが、場所によって高いところ、低いところがあるというところで、そういった状況がある中で、その山、県南地域の原木林を使っていいというところの判断するのはなかなか難しいかなと思っ

ております。原木林の再生ということで、毎年 100 ヘクタールほど国庫補助を活用して伐採をしておりますが、伐採をして切り株から出てくる芽を検査すれば、ある程度低い状態の値で芽は出てきているというところは確認をしております。これからも継続してモニタリングしていく必要はありますけれども、成長する過程の中で、それが低減していくのか、あるいは変わらず一定のレベルで下がらないままいくのか、そういったところを確認しながら引き続きモニタリングをして、時間はそれなりにかかるかなと思っておりますけれども、県南の立木が使える状態になるように、何とか持っていきたいと思っております。

それから、活用している国庫補助事業についてであります。モニタリングの検査にかかる費用も含めて一応 2020 年度までということになっておりますので、伐採ということになると今年度までかなと思っております。ただ、国に対しては、原木価格が高騰しているというのが一番原木シイタケの生産にとってマイナス面に働いておりますので、原木確保、それから原木購入、資材購入に係る支援、そこをきちんと総合的にやってほしい。原木林の再生から原木林の供給まで一体的に国として支援してほしいと要望しております。それには当然賠償も含めてということになりますけれども、そういったところを国に要請しておりますので、国に対しては産地の状況をきちんと伝えながら、引き続きそういった取り組みが行われるように要望してまいりたいと思っております。

○**名須川晋委員長** 高田一郎委員に申し上げます。他の委員の発言の機会を確保するためにも、御発言は簡潔にお願いいたします。また、執行部も答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

○**高田一郎委員** 産地の状況を国にもしっかりと訴えて対応していただきたいと思います。それで、一関市大東町のほうに行きますと、今でもシイタケ王国大東町という看板がありますが、この原発事故によって、かなりやめたシイタケ生産農家もたくさんいます。今頑張っている人たちも 60 代、70 代で、高齢化で私の代で終わりだという状況になっております。問題は、新規生産者をどうやってふやして、再び東のシイタケ生産王国になるかということが課題だと思うのですが、新しくやる人は賠償の対象にはならないわけで、これはなかなか厳しいですね。でも、それを乗り越えて、新規生産者を確保するというのを県としてもしっかりと対応してほしいと思うのですが、現時点で県としての考えといいますか、対応といいますか、その点のことを聞いて終わりたいと思います。

○**大畑林業振興課総括課長** 新規参入者の確保、それから規模拡大は、産地再生のためには避けては通れない課題だろうと思っております。今年度、産地のリーダー的存在の生産者の皆さんと意見交換をする場を設けて、今後こういった取り組みをしていく必要があるのかを広域振興圏ごとに地域別に意見交換させていただきましたが、委員御指摘のとおり、やはり新規参入者の確保、規模拡大に向けた支援が必要、あるいは原木確保に向けた支援が引き続き必要だといった意見のほか、岩手のシイタケはいいものだよというところをアピールしつつ、消費者の皆さんにきちんと買っていただけるためのアピールも必要ではないかという御意見も頂戴しているところであります。そういった今回生産者の皆さんから

いただいた御意見をもとに今後の取り組みを検討していきたいと思っております。国庫補助の活用という視点も何とか生産者の意見をもとにした取り組みが実現できるように検討していきたいと考えております。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 24 号大船渡漁港海岸防潮堤高潮対策ほか工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港漁村課総括課長 漁港海岸防潮堤高潮工事の請負契約議案について御説明いたします。議案は、議案書（その 2）の 22 ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1 ページをごらん願います。議案第 24 号大船渡漁港海岸防潮堤高潮対策ほか工事請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。工事名は、大船渡漁港海岸高潮（永沢地区防潮堤その 3）ほか工事。工事場所は、大船渡市大船渡町市内。契約金額は、14 億 7,636 万円。請負者は、株式会社明和土木であります。

次に、2 ページをお開き願います。本工事は、漁港海岸の高潮対策として、防潮堤の整備を行うものであります。左側の写真は施工箇所の状況であり、右側の平面図とともに防潮堤 588.6 メートルの施工区間をお示ししております。

次に、3 ページをお開き願います。防潮堤の標準断面図を掲載しており、防潮堤の計画高は T. P. プラス 7.5 メートルであります。

続きまして、4 ページには入札結果説明、5 ページには入札調書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○佐々木宣和委員 まず、この議案で一番気になるところは、予定工期が平成 33 年 3 月 15 日までというところで、国の支援期間が 10 年間、その復興期間の一つのタイムリミットは平成 33 年 3 月 31 日と、ここまでに何とか復興関係の事業をやらなければいけないのですけれども、もちろんいろんな要因があって延びて、今回のこういう時期になっている。

私は沿岸に住んでいますから、この10年間で何とか終わってくれて次に行きたいという思いもあって、この国の支援期間よりも予定工期が延びるということに対して、次の山田町のものも工期が延びるような形になっていますけれども、これからちょっとずつ出てくるような形になると思いますが、この現状に関してどう受けとめられているのかというのを部長に聞きたいと思います。

○**上田農林水産部長** 今回御提案した案件もそうですが、当初、震災直後に考えていたよりも工事の着工がおくれたという事情があります。例えば今回の大船渡漁港でありますと、背景にJRがありまして、そこでの用地の鑑定の交渉とかがやはり長引いたといったようなやむを得ない事情が多分あったろうと思います。その中で、できるだけ可能な限り早くの着工ということで頑張ってもらいました。今回御提案をさせていただいております案件については、確かに工期は、いろいろな計画等を考えますと、かなり厳しいタイトな日程ではありますが、ぜひとも工期に間に合わせて、それできちんとした支援を頂戴しながら、地元の方々に早くこの事業の成果を享受していただきたいと思っております。

なお、御心配の向きは、確かに工期は間に合っておりますけれども、何か不測の事態があった場合に、事業の完成に影響があるのではないかという御趣旨かと存じます。そういったことに関しても、そういったやむを得ない事情があった場合には、やはり国としても柔軟な対応をしていただきたいということで意見交換もさせていただいたところであります。

○**佐々木宣和委員** いろんな理由があっておくれるというのはわかっていて、私も社会資本の復旧・復興ロードマップの説明を毎年いただきますので、個別の案件というところで、例えば掘ったらどろどろの地盤だったとか、固いものがあったとか、業者のこともあったし、今度の着工する前の土地の問題は、市町村がもう少し頑張ってくればもっと早くできたのかなとか、そういったこともあるのかもしれない、あるのも承知しているわけです。それでも、何とかやはり早く完成していただきたいというところで、結局市町村の要望としても、これは山田町の要望書ですけれども、何とかこの防潮堤が完成してくれないと、それに関連する事業というのができないとか、そもそももう既に生活しているというのが一番大きいのですけれども、そういった状況もあるので、何とか終わらせなければいけないという感覚なのだと思います。

さっき部長からも多少答弁がありましたけれども、万が一これが国の支援期間の10年間で終わらなかった場合の取り扱いというところで、国とどんな協議をされているのかをお伺いします。

○**阿部漁港漁村課総括課長** 現在のところ、私ども平成33年3月まで、平成32年度中には必ず完成させるという意気込みで頑張っておりますので、まだ国とはそういった協議は行っていないところでありますが、内々には国とは話をしております、相応に考慮していただけるという話は内緒で。

○**佐々木宣和委員** これは、地元も一番気になるころだと思っておりますので、平成32

年度末までに何とか終わらせるというのは絶対ですけれども、それこそ県の復興計画も最終年で、国の支援期間が残り2年間というところで、そろそろきちんと精査をして、10年間をどう閉めるのかということを考え始めないといけないのかなと思います。ここはやはり国というんな認識を合わせていかなければいけないのかなと私も感じていまして、そう取り組んでいただきたいというところです。何にしても、この後山田町の案件も2件ありますけれども、防潮堤の工事が地元の方々にもおこなわれているというのは見えますから、私もずっと沿岸を自動車で走っていて、まだやっていないのだというのはかなり見えますし、ただ県のほうも一生懸命頑張っているというのも認識があって、でも何とか早くやってもらわないと困るというのは、県と市町村と地元の方と意識を共有しておかないと、もう10年ですからという話になるのかなと思っていまして、丁寧に何とかスピード感を持って取り組んでいただきたいと思っています。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第31号大沢漁港海岸防潮堤（第1工区）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。議案は議案書（その2）の29ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページをごらん願います。議案第31号大沢漁港海岸防潮堤（第1工区）災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。工事名は、大沢漁港海岸災害復旧（23災県第679号防潮堤その1）工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、2ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤541メートルの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容であります。第1回変更は、単価適用年月を変更したものであります。第2回から第3回変更では、年度支払限度額を変更するとともに、工工期

間を延伸しております。

今回の第4回変更は、地盤改良工法の変更及び仮設鋼矢板の追加を行うとともに、工事期間を延期するものであります。今回の変更により、契約金額が20億1,752万4,240円となり、当初議決額に対し33.1%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。今回の第4回変更前後の標準断面図、深層混合処理工法の説明図があります。詳細な地質調査の結果、地震時の液状化及び掘削のり面の崩壊が懸念されることから、地盤改良工法を深層混合処理工法に変更するとともに、仮設鋼矢板を追加するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第32号大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします

当局から提案理由の説明を求めます。

○阿部漁港漁村課総括課長 漁港海岸の災害復旧工事の変更請負契約議案について御説明いたします。議案は議案書（その2）の30ページであります。内容につきましてはお手元に配付しております説明資料により御説明いたします。

1ページをごらん願います。議案第32号大浦漁港海岸防潮堤災害復旧工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについてであります。工事名は、大浦漁港海岸災害復旧（23災県第681号防潮堤その2）工事。工事場所、請負者、契約金額につきましては、記載のとおりであります。

次に、2ページをお開き願います。本工事は、東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の機能を回復させるため、防潮堤398.9メートルの復旧を行うものであります。

設計変更の理由及びその内容であります。第1回変更は単価適用年月を変更したものであります。第2回変更は、年度支払限度額を変更したものであります。第3回変更は、防潮堤基礎の構造を変更するとともに、樋門躯体を追加し、工事期間を延伸したものであ

ります。第4回変更は、樋門設備を追加したものであります。第5回から第7回変更では、年度支払限度額を変更するとともに、工事期間を延伸しております。第8回変更は、インフレスライド条項の適用により契約金額を増額したものであります。

今回の第9回変更は、基礎ぐいの打設工法を変更するとともに、工事期間を延伸するものであります。今回の変更により契約金額が23億2,273万80円となり、前回の変更議決額、第3回の変更ですけれども、その議決額に対して43.6%の増となるため、議会の議決が必要となったものであります。

次に、3ページをお開き願います。今回の第9回変更の標準断面図、先行掘削工法の説明図と、転石を確認した写真があります。試験施工の結果、転石が多数分布することが判明したため、基礎ぐいの打設工法を先行掘削工法へ変更するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○名須川晋委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 大幅な変更契約が出るときは、やはり工事を進めたときに地中に障害物が出てきて、それを除きながらということであります。先ほどの大沢漁港もそうですけれども、この施工方法の技術的なことを聞くわけですが、どちらも内陸の業者であります。そういう県内の内陸の事業者というのは、こういう機械とか技術を自前で持っているのかをちょっとお聞きしたいのです。機械もあるのですけれども、あとは技術者というか、オペレーターというか、わからないのですけれども、大手であればわかるのですが、自前でやっているのか、それとも例えばリースとか、それからその作業を行う人というのは地元の人でできるのかどうか、その辺をお尋ねします。

○阿部漁港漁村課総括課長 今現在、こういった建設機械につきましては、多少の小さい機械は自社で持っている場合もありますが、ほとんどがリースで行っております。それから、技術者につきましては、当然入札にかかる段階で技術者要件という要件を課した上で入札をして、例えば総合評価方式で行う場合には技術者要件に合致しなければ当然点数が低くなって、入札がかなり厳しくなるということがありますので、技術者は相応にいるという判断で落札されているものと考えております。

○神崎浩之委員 3ページに工法が詳しく書いてありまして、興味深く見ておりました。こういうものは、例えば今回は海岸関係なのですけれども、内陸でもそのようなことはあるのか、扱えるのかということがもしわかればお聞きしたい。

○岩淵漁港担当技監 この3ページにお示ししているケーシングパイプ、要はオールケーシングタイプですけれども、これは通常一般の土木構造物、例えば橋梁の下部工とか、ボックスカルバートといった工事ではよく汎用されてます。当然土を掘ればこういった転石も確認されるわけですけれども、そういった中では一般的に汎用されるので、内陸であろうが、沿岸であろうが、どこでも共通した形で施工はできるものであります。

○名須川晋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、執行部から岩手競馬における禁止薬物陽性馬の発生及びその対応について外1件について発言を求められておりますので、これを許します。

○内官理事 このたび岩手競馬において、相次いで禁止薬物陽性馬が発生したことにつきましては、競馬の公正確保上、極めて重大な事案であり、岩手競馬の信用失墜につながりかねない深刻な事態であると認識しております。このような事態を招いたことにつきまして、ファン、競馬関係者、そして県民の皆様並びに議員各位に深くおわび申し上げます。まことに申しわけありませんでした。

今回の事態を受けまして、岩手県競馬組合では、出走予定馬全頭を対象といたしました禁止薬物の事前検査を実施するとともに、全厩舎への監視カメラの設置、それから警備員の増員などを図り、監視体制を強化してまいります。

さらに、第三者を加えた対策チームを設置いたしまして、さまざまな角度から改善策について検討を進め、再発防止に安全を期してまいります。

それでは、禁止薬物陽性馬の発生及びその対応につきまして、及川理事心得から御説明申し上げます。

○及川理事心得 それでは、お手元の資料、岩手競馬における禁止薬物陽性馬の発生及びその対応について御説明いたします。

1の禁止薬物陽性馬の発生のうち、(1)であります。7月29日及び9月10日に発走しました水沢競馬場の二つの厩舎の競走馬から、筋肉増強剤の一つであるボルデノンが検出されました。

なお、岩手競馬におきましては、このボルデノンが検出されたのは初めてであります。

発生に至った経緯であります。出走馬の禁止薬物検査につきましては、出走馬のうち1着馬及び2着馬から検体を採取いたしまして、競走馬理化学研究所において禁止薬物の検査を行っており、スターズレディ号につきましては8月4日、ウバトーバン号につきましては9月15日にそれぞれの検体から禁止薬物ボルデノンが検出された旨、報告がありました。

競馬組合の対応であります。 (1)につきましては、競馬法違反に該当するおそれがあ

ることから、盛岡東警察署及び奥州警察署に届け出し、現在両警察署において捜査中であり
ます。

2ページをお開き願います。(2)の事案発生後の厩舎関係者への対応であります。ま
ずスターズレディ号につきましては、両競馬場の全厩舎、37厩舎ですが、緊急立入検査を
8月9日に行いまして、厩舎内の薬品等の管理状況、飲食、喫煙等の措置状況について検
査いたしました。今回の問題につながるような事実は確認できませんでした。

それから、両競馬場の調教師等に対する臨時訓示会を8月12日に開催しております。

イのウバトーバン号であります。両競馬場の厩務員、全部で131名ですが、厩務員を
対象に、地方競馬全国協会等の職員の協力を得て聞き取り調査を行いました。原因究明
につながる情報はありませんでした。

それから、再び9月21日に調教師等に対する臨時訓示会を開催しております。

(3)の全頭検査の実施及び9月22日の開催取りやめであります。競馬の公正を確保
するため、事前に9月23日以降の出走予定馬全頭の検査、これはボルデノン検査ですが、
全頭検査を実施し、陰性となった競走馬のみを出走させることとし、23日日曜日
から競馬開催を行っております。なお、この全頭検査の結果につきましては、お
おむね10月7日ころまでに判明する予定であります。

なお、22日土曜日の出走予定馬の検査につきましては、事前の検査に必要な期間の確保
が困難であり、検査を行うことができなかったことから、22日の競馬開催は取りやめ
いたしました。

また、23日出走予定のうち2頭につきましては、検体を採取したものの当組合職員のミ
スにより当該研究所への検体輸送漏れがあり、検査ができず、陰性を確認できなかつた
ことから、23日の競走からは競走除外という手続を行いました。厩舎関係者、そしてファン
の皆様にお迷惑をおかけしたことを深くおわび申し上げます。なお、この2頭の検査結果
につきましては陰性でした。

(4)の今後の再発防止策であります。アの両競馬場の厩舎監視体制の強化につつま
して、まず警備員の増員につきましては、両競馬場合わせて4人増員し12名体制、巡回回
数の増につきましては、日中は両競馬場合わせて5回を8回に、それから夜間は両競
馬場合わせて7回を14回にということで、特に夜間の監視の巡回を強化してまいり
ます。

3ページをお開き願います。厩舎地区監視カメラの設置であります。現在水沢競馬場
には8台、それから盛岡競馬場には16台監視カメラが設置されておりますが、今回の事案
を受けまして、両競馬場37の全厩舎に監視カメラを設置することとしております。

それから、ウの再発防止対策チームの設置であります。薬品、飼料、それから水沢競
馬場の厩舎、業務エリアの施設管理や警備体制、厩舎体制等に係る調査及び再発防止策を
講ずるため、競馬事業に精通した第三者等による再発防止対策チームを今月末までに設置
し、10月上旬から現地調査等を行い、改善策等について検討し、即時実行に移していき

いと思っております。

なお、再発防止策に係る所要額につきましては、本日午後に競馬組合議会臨時会において補正予算議案を提案する予定であります。

○菊池畜産課総括課長 次に、家畜に対する暑熱の影響について、お手元にお配りしております資料により御説明いたします。

まず、1の被害状況の(1)、鶏についてです。これは、平成26年以降の7月から8月の鶏の死亡報告があった農場数、死亡羽数、死亡率、平均気温、最高気温が30度以上の三つを示しております。鶏は汗腺がないことから、気温上昇の影響を受けやすく、容易に体温が上昇し、死に至りやすい家畜であります。

平成26年以降と比較いたしますと、平成30年は7月から8月の2カ月の平均気温が24度と最も高く、また死亡羽数が増加する最高気温30度以上の日数も34日と最も多かったにもかかわらず、死亡報告があった農場は75農場で、死亡羽数は約3万羽、死亡率、これは死亡報告のあった農場における全飼養羽数に占める暑熱による死亡羽数の割合ですが、0.6%と最も少なかったものであります。これは、注意喚起の強化と、それに基づく生産者の気温の変化に対応した換気量の調整等、適切な鶏舎管理によるものと考えます。

なお、括弧の米印の部分に記載しておりますが、平成26年以降で最も死亡羽数が多く、死亡率が高かった平成27年は約8万9,000羽が死亡し、死亡率1.4%となっておりますが、この年は県南地域において急激な気温の変化で最高気温38度を超える日があり、2日間で31農場、合計約5万1,000羽が死亡したことによるものであります。

次に(2)、その他の家畜についてであります。乳用牛では一般的に暑熱の影響により乳量が低下しますが、全農県本部の月別生乳受託販売実績表であります。今年の7月、8月と前年同月比で100%を上回っております。これは、注意喚起及び換気扇の設置等、環境改善指導の強化と、それに基づく生産者の適切な牛舎等管理によるものと考えております。

また、豚は暑熱の影響により、一般的に繁殖成績の低下や増体量の低下が懸念されておりますが、大規模養豚経営体からの聞き取りでは、大きな影響はないとのことでありました。

次に、2ページをお開き願います。2の県の対応ですが、生産者、関係団体等に対し、暑熱対策の徹底についての通知を例年は1回行うものを、今年は高温の日が続いたことから2回実施したところであります。

また、県のホームページで注意喚起と対策事例を紹介するとともに、岩手県チキン協同組合等の研修会において、養鶏農場に対し、暑熱対策の徹底を要請したところであります。

対策事例の写真であります。①は植物を利用した遮光や遮光ネットの設置、②は屋根への石灰塗布、③は換気扇による送風、④はクーリング・パッド、これは霧を発生させて気化冷却させるシステムの事例であります。

さらに、酪農サポートチーム、いわて肉用牛サポートチーム等の会議において、適切な飼養管理を徹底するよう申し合わせをしたところであります。

また、畜舎を設置する場合は、大型換気扇の整備等を進めてきたところでもあります。こうした取り組みにより、今年は猛暑であったにもかかわらず、鶏の死亡や乳牛、豚等への被害の軽減が図られたものであります。

今後におきましても、こうした取り組みを継続しながら、夏場の家畜に対する暑熱被害の軽減と生産性の向上に取り組んでまいります。

○**名須川晋委員長** ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○**工藤勝子委員** せっかく競馬のほうの御説明がありましたので、今日午後からも競馬組合議会が開かれますけれども、聞いてみたいと思います。

禁止薬物ボルデノン、これはどうして手に入れることができるのかということをお聞きしたいと思っております。

それから、2頭は結局検査ができないため、競走に出ることができなかったわけですが、これに対する補償等はどのように考えていらっしゃるのか、お聞きいたします。

○**及川理事心得** まず初めに、ボルデノンの一般的な入手方法ではありますが、競馬におきまして、このボルデノンというのは平成10年から禁止薬物に指定されておまして、獣医師とかは所持していないということになっております。今回こういった過程で陽性が出たかというのは現在捜査中という状況であります。

ただ、一般的に人間、ボディービルダーの方のサプリメントとして出回っているというのは聞いておりますけれども、いずれ厩舎関係者、獣医師とかは、もう禁止薬物に指定されておりますので、厩舎エリアにはないという現状であります。

それから、我々の手続のミスによりまして、2頭の検査漏れがありましたが、その2頭に対する補償につきましては、これは我々主催側の人的ミスということで、馬主、それから調教師に対して、賞金及び各出走手当等につきましてお支払いすることとしております。

○**工藤勝子委員** 例えば獣医師とか、こういういろんな畜産にかかわる人たちは手に入れることができないのですけれども、一般の人たちは手に入れることができる薬物なのでしょうか。

○**及川理事心得** インターネット等での入手は可能だとは聞いておりますが、それが市販されているかどうかというのは、確認できておりません。

○**佐々木努委員** 私もこの禁止薬物についてちょっとお聞きしたいと思います。今工藤勝子委員からもボルデノンのお話がありましたが、これは基礎知識としてお聞きしておきたいのですが、どのようにして馬の体内に入る可能性があるのか、どの程度体内にとどまるものなのか。それから、競走能力にどのような影響があるのか。今回2頭とも馬券の対象になったということですから、何らかのプラスの作用があったと思われても仕方がないのかなと思っておりますが、そこを教えてください。

○**内官理事** まず、ボルデノンが競走馬の体内に入る方法ということでは、いろんなパターンが考えられるわけですが、例えば注射器で、あるいは粉状にしてそれを嗅がせ

たり、あるいは水桶に混入させて、それを飲ませてしまうと、いろいろな形が考えられると思いますけれども、今回どのような形で体内に入ったかということについては特に何とも申し上げられないといったところであります。

それから、影響ということでは、このボルデノンにつきましては筋肉増強剤ですので、やはり筋肉が増加する、強力になることで、当然競走能力にも何らかのプラスの影響があるのかなと考えております。

あと、残留期間ですが、これにつきましてはやはり摂取の状況、量がどうかとか、あるいはそれぞれの個体差がありまして、一概にこのくらいの期間あるということとは言えないということでありますが、通常やはり1カ月とか2カ月とか、それなりに長い期間体内にあると言われております。

○佐々木努委員 そうすると、例えば仮に1カ月体内に残るとすれば、その1カ月、ボルデノン摂取あるいは注射をして、筋肉が強くなると。ただ、レースに出るときは、もうその薬の効果は切れている、だから結局検査しても出てこないという、そういう使われ方の可能性もあるということですか。

○内宮理事 このボルデノンの使用については一切禁止されております。今申し上げたのは、競馬界での話ではなくて、一般的な話ということで、そういう体内にあるということで、厩舎の中ではボルデノンの使用は一切禁止されているということであります。

○佐々木努委員 そうではなくて、筋肉をつくるためにそういうものが使われる可能性もあるのかということです。つまり入線後に1着と2着の馬の検体を調べるときに、それ以外のものは調べられないということですから、1カ月なりそれくらいの期間残留して、それ以降はもう尿にも出てこないということになれば、そのレースに出るまでの間に筋肉をつけようということに使われて、結局最終的には検査に出ないような形で使用されるという可能性もあるということですか。

言いたいのは、つまり通常は尿を検査するのは入線後の1着、2着だけ、それ以外は検査はしていないということですよ。ですから、使っても出てこない可能性もあるということですか。参考までに。

○内宮理事 委員御指摘のとおり、基本1着、2着の馬について検査いたしますし、11頭立て以上の場合、その1着、2着プラス裁決委員が選定した馬についても検査いたします。いずれ競走に出す馬については検査を受ける可能性はあるということですので、基本一切このような薬物については使っていないという認識であります。

○佐々木努委員 そういう使われ方が抜け道としてもしあるとすれば、定期的に1着、2着の馬だけではなく、抜き打ちで検査をすとか、そういうこともこれから必要になってくるのではないかと思いますので、検討していただければと思います。

それから、新聞報道では売り上げで3,100万円ぐらいの損害が出たと。プラス、これは補償はどうなっているかわかりませんが、いずれ馬主とか調教師に対する手当をこれからどうするのか。そういうものも含めた被害額と補償額、それからこれからさまざま

な対策をとるということで、きょう競馬組合議会で補正予算も上程するということなのですが、それがどの程度の費用になっているのか教えてください。

○**及川理事心得** 9月22日の競馬開催を取りやめたことによる影響額であります。まず収入面では当日の発売計画額は約2億900万円でしたが、それに係る払戻金を除いた競馬組合の概算粗利は約3,100万円でした。一方で支出の面ですが、これは平成16年の大井競馬の事例を参考にいたしまして、レースは開催されませんでした。馬主ですとか調教師に対する金額として、出走手当が約800万円、調教師、騎手、厩務員等に対して約100万円、合わせて900万円を支払うこととしております。一方で馬主賞金ですが、レースが行われなかったため、1着、2着の賞金は支払いはしないということで、これが約600万円です。それらを合わせますと、この日の損失金額としましては約3,400万円となっております。

それから、今回の再発防止策に係る費用につきましては、本日の競馬組合議会におきまして提案したいと思います。

○**佐々木努委員** これも新聞報道ですが、内宮理事も東京に行って、農林水産省からかなり厳しいことを言われてきたということですが、国からはどういう指導があったのかということと、それから私ちょっと詳しくないのですが、こういう事態が発生した際の国からのペナルティーというのはどうなるのか。

あと、まとめて聞きますが、7月と今回9月の発生、それぞれ捜査が始まっていると思うのですが、7月の件についてはもう2カ月たっています。捜査の状況というのはどうなっているのか教えてください。

○**内宮理事** 国の指導につきまして、私からお答えいたしますけれども、これにつきましてはいずれ徹底した原因究明、それから再発防止に向けて、徹底して取り組んでほしいという指導であります。

○**及川理事心得** 警察の捜査状況の関係ではありますが、捜査のこともありますので、この場面では答弁を差し控えさせていただきます。

○**内宮理事** ペナルティーの関係ではありますが、過去においてはこういった禁止薬物が相次いで発生した事例は特になく、調べてみますと平成になってからですとほとんどないのですけれども、例えば馬を放牧して、違う馬と取り違えてしまって、違った馬がそのまま走ってしまったといったことについてはある一定期間停止するとか、そういったことはあったようです。

○**佐々木努委員** そうすると、ペナルティーがないということは、競馬組合みずから判断をして、もしこれから同じようなことがまた発生した場合は開催を中止するとか、そういうことは自分たちで考えなければならないということになりますね。

○**内宮理事** そういった禁止薬物が相次いで発生したことによつての例はないということですが、競馬法的には国から停止ということも制度的にはあります。いずれそのようなことがないように、当競馬組合の対応策といたしましては、9月18日現在での全頭

733 頭について、事前の検査を行って、万全を期した上でレースに出てもらうという措置を講じたところであります。

○佐々木努委員 競馬組合議会もあるようですから、ここでもいろいろ議論が行われると思いますので、私の所感を最後に述べさせていただきますけれども、いずれ競馬では公正が命だと思っていますし、特に岩手競馬の場合は公営競馬ですし、プラス県民から 330 億円という借金をして運営しているわけでありまして、競馬ファンはもちろんなのですが、一番理解をもらわなければならないのは競馬をしない人たち、競馬をしない県民の方々にきちんと理解を得ながら競馬を続けていくということが使命であるし、一番大事なところではないかと思うわけです。最近、景気がいいのだから、悪いのだからわかりませんが、インターネット販売で売り上げが伸びている。それで水沢競馬場に大型ビジョンをつくったり、今度は盛岡競馬場に照明施設をつくったりということで、いろいろなことをされるのはいいのですが、そういうことが気の緩みにつながっていないか私は思っています。それは組合もそうですし、競馬関係者もそうではないかと思えてくるわけです。そういう中で 7 月にこういうことが起きて、続けざまに今度は 9 月にまた同じことが起きると、これは本当に何とも県民に対して説明がつかない。私もずっと応援してきた経緯がありますけれども、地元の方からも、こんなことやっているのだったら、もう早く潰した方がいいのではないかという厳しい意見も私のところに来るわけです。私はそれを抑えて、これは何かもしかして間違いがあったかもしれないし、対策を講じているから何とかということで、なだめて、なだめていますが、そういう方がたくさんいるということをやはり競馬関係者にはわかってほしいのです。そうしないと、たまたま今売り上げがいいから続けられていますけれども、そのうちにこういう競馬場には馬も来なくなるみたいなことで、資源も枯渇し、老朽化も進んで、これからいろんな経費もかかってくるという状況の中で、もう回らなくなってくるのではないかと思うのです。今回のことでいろんな対策を講じられると思いますが、それだけではなく、これから本当に県民の信頼をどう得ていくかということを再度競馬組合、そして県、もちろん奥州市も盛岡市もですけれども、考えていただかないと、とても我々は心配で応援もできないし、潰したくないですから、そのことはよく考えてこれから取り組んでいただきたいと思います。今回の件も含めて、これからどう改善していくのか、改革していくのか、部長からもお伺いしたいと思います。

○上田農林水産部長 冒頭内宮理事から謝罪をさせていただき、及川理事心得から詳細な説明をさせていただきました。いずれ非常に短い期間のうちに、通常混入するということはなかなか考えにくいような禁止薬物が発見されたこと、こういった事案が発生したことは、やはり公正を旨とする公営競馬の場合には非常にさまざまな方々の疑念を招きかねませんし、岩手競馬全体の信頼、信用が失墜しかねないという重大な案件だと理解をしております。先ほど 330 億円のお話がありましたが、岩手競馬全体の改革をして、もう十数年たちますけれども、その間、構成団体の県、それから盛岡市、奥州市の両市がサポートをしながら、運営の改善に努めてきたと理解をしております。ただ、こういった事案が発生した

ということには、やはり競馬組合の管理体制に何かしらの問題があったという可能性もあるのだと感じております。

今後まず原因究明が大事であります、これはもう競馬組合自体でやる調査は多分精いっぱい行ったと。あとは、県警に届け出をさせていただいて、そこは司法捜査に委ねられていると理解をしております。ただ、競馬組合ではそれはあるとしても、あらゆる可能性を考えて、万全の再発防止策を講じていくということが必要だと考えております。

先ほどの説明の中で対策チームを設け、この改善策についてもんでいくこととしているところをごさいます、構成団体の県といたしましても、まして当農林水産部は競馬改革推進室という組織を持っております。競馬組合の運営をサポートする重大な立場にあるということから、この対策チームに積極的に参画をさせていただいて、競馬組合と一緒にあって絶対に再発しないように、そして県民の方々初め、多方面の方々の信頼を回復できるように全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○名須川晋委員長 この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○名須川晋委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○神崎浩之委員 午前中の部長の答弁を聞いて、非常に私は憤慨しております。無責任だな、謝罪はないのかなど。私も競馬組合議員なので、細かいことについては午後4時からやりますが、大卒のところでお聞きしたいと思います。

先ほど部長は競馬改革推進室をつくって取り組んでいるということでありました。内宮理事、及川理事心得が答弁したということではありますが、ここは県議会の場でありますので、そもそも農林水産部の中に競馬改革推進室があるということで、それを責任持って実施しているのが農林水産部長ということになると思いますが、その辺先ほどの答弁というのは全く自分には責任がないような雰囲気、私のみならず廊下でも他の議員がこぼしておりました。これについてと謝罪についてはどうなのかお伺いをしたいと思います。

○上田農林水産部長 私が答弁をさせていただいたことについてのお尋ねであります。謝罪について、まず申し上げたいと思います。私ども農林水産部では、御指摘がありましたとおり、また御説明申し上げたとおり、競馬改革推進室を部内に設け、競馬組合の運営の改善等を所管し、仕事をさせていただいたということであります。そういったことに関しましては、やはり私どものほうでもやるべきことを本当にやってきたのかという思いがあります。そのことに関しましては、私どももこれから精いっぱい、さまざまな面で今回の競馬組合の事案に関しての対応策の実施、それから県民の方々を中心とした信頼の回復に向けて、ぜひとも頑張ってお取り組みしていきたいと思っております。今までの取り組みに関して落ち度があった可能性もありますので、その点に関しては素直におわびを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

○神崎浩之委員 落ち度があった、これは本当に大きいことですよ、部長。これは全国の

皆さん、農林水産省、JRA、そしてひいては岩手県の競馬が存続できるかどうかという、そういうところにもつながっていく大きな問題であります。

今回私は三つ重なっていると思っています。最初に内宮理事から相次いでという話がありました。1回目、2回目、そして検体を出し忘れたと。何でこういう大きなことをやっているときに、こういうミスが出てくるのか、本当に真剣に考えているのかということ。2回目が出てきた、それから検体を出し忘れた、みんなが注目しているときに、こういうことがあり得るのかなど。農林水産部の職員、部長を含めて、ちょっと気が緩んでいるのではないかと感じました。

そこで、7月29日に1回目が出た以降、それについて部長がこれをどう感じて、どういう指示を行ったのかお伺いしたいと思います。それから2回目、この報告を受けたときに、心の中でどのように思って、そして次の指導をしたのか、この辺についてお聞かせください。

○上田農林水産部長 報告を受けました後の感想、それからどう行動したかというお尋ねであります。1回目に関しましては、競馬組合から報告をもらいました。それで、まず原因究明をするということ、それから当然競馬法違反ですので、こういったものを表に出すことなく、警察の捜査が必要だということで、早く届けを出すようにと。それから、関係の団体、地方競馬全国協会、それから農林水産省にまず報告をするように話をしたと記憶をしております。

2回目に関しましては、休日でしたけれども、連絡をもらいました。そこに関しましては、同じようになぜそうなったのかと、まずいち早く原因究明をするということ。2回目ということで、より重い責任を感じなければならないということで、同じようにさまざまな面で、まずあらゆる手だてを使って、その原因を究明すること。それから、これに関してもまた同じように競馬法違反ですので、当然犯罪行為というか、罪を問われる行為でありますので、県警察に届け出を出して、捜査に協力すること。それから、いち早く、地方競馬全国協会あるいは関係の団体、農林水産省に出向いて、今の状況をまず報告するということを指示、相談させていただいたということです。

○神崎浩之委員 そういう細かいことはいいのですが、農林水産部長として、この事態によって将来どうなっていくのか、そういうことが心に曇ったのではないかとも思うのです。競馬事業存続について大きな話題になっておりました当時は私も県議会議員ではありませんでしたが、さまざまな皆さんがこの存続について議論をし、関係者がこの議事堂にいらっしやった、それを当時の議長にもお伺いいたしました。命の心配までするくらいのことがあったということで、私は二度とああいう場面にならなければいいなと思うのですが、今回こういうことがあって、一番心配なのはそういうことなのですが、そもそもその当時の競馬の存続の経過、それからそのときの約束事はどうだったのか、これについて部長からお伺いをしたいと思います。

○上田農林水産部長 平成17年、平成18年あたりのお話かと存じます。私は、平成17

年に農林水産企画室にいました。そこで直接競馬の担当はしておりませんが、同じ室員として競馬でどうやっていくかということについては重大な問題として、みずからの問題だろうということで、非常に気にかかり、心配をしたのは覚えております。それで、そこについては、競馬組合、あるいは競馬事業を存続させなければならないという御意見と、もう競馬組合は無理なのではないかという御意見の双方がありまして、さまざまな場面、あるいは県議会の場面で大変議論が行われたというのは十分承知しているつもりであります。その中でさまざまな議論があった結果として、もう一円でも赤字を出したら競馬の存続はなしと、これからそういったことで運営をし、そして地域振興なり、あるいは雇用を通しての地域経済等に大きな影響を与えているということを十分に鑑みて、そういった役割を果たしていくということをまず条件といいますか、それを前提といたしまして競馬組合が存続したと承知をしておるところであります。11期にわたりまして黒字が続いております。これは、競馬組合の努力のみならず、かかわった皆様の御協力があってこそだと思っております。そういった中で、こういった事案が発生したことは大変残念でして、危機感を感じたところであります。聞きますと、どうも誤ってそういった事態が、あるいは何かの間違いがあって、例えば薬物が混入したとか、そういったことは考えにくいという、そういったような状況を考えますと、非常に真剣に、深刻に受けとめなければならない事態と感じました。その中では、言葉を選ばせていただきますけれども、このまま競馬事業の存続には重大な支障になりかねないということも広く感じたところであります。

まず、現在の状況を皆さんにお諮りをし、説明をし、そして対応策を早急に考え、それを皆さんに御理解をいただき、これは関係の団体等も含め、国もそうですけれども、そういった上で、ぜひとも岩手競馬の存続を前提に、御理解をいただいた上で頑張らせていただきたいということを申し上げる必要があると。申し上げたように指示もいたしましたし、そういうことを考えた次第であります。対応策につきましても、及川理事心得、あるいは内宮理事からも説明させましたけれども、そういったことを着実に実行し、そして再発防止、絶対にこれを守るということが必要だと思っておりますし、これからもそれに向けて取り組んでまいりたいと思っております。

○神崎浩之委員 今日臨時競馬組合議会があるということで、三千万何がしかの補正予算案が出るということでありました。1日レースを休むと3,000万円穴があくということでもあります。これは、我々県の努力では、この信用なり、それからそういう法律なりが認めてくれないわけですよ。今回仮にこうだとか、それから次がこうだとか、さまざまな影響の中で、全国の方が判断していくようなことにもなりますよね。我々の努力だけではだめだと。そうなったときに、前回の約束事では単年度赤字の場合に存続できないのだという約束があったと思いますが、そういう事態というのはどうなのですか、なりかねないのではないですか。その割には、先ほどからの部長の答弁というのは非常に無責任で、そして責任の転嫁、こういう大きなことが起こり得るということを言葉ではおっしゃっていましたが、真摯に考えて進めているのかなというようなことを感じました。これは、

ほかの方がどう感じているのかということなのですが、その辺についてどういう危機感を感じていらっしゃるのか、その辺もう一度教えていただきたい。

○**上田農林水産部長** 今回の事態あるいは事案につきまして、この場でもさまざまな御質問を頂戴しておりますけれども、例えばペナルティーがかかるという可能性はやはり否定はできませんし、国でどう考えると、あるいはどういった指導が行われるということも今の時点では不透明であります。そういった中で競馬組合が存続し、あるいは競馬事業を存続させるということで、重大な支障が起こる可能性はやはり否定はできないだろうと思っております。大変恐縮ではありますが、議会でこうやってお話しするのは多分不適當かもしれませんが、あえて申し上げますけれども、非常に本気で、非常に危機感を感じておりますが、この場で危機感をそのまま吐露することについては、さまざまな面で影響がある可能性もありますので、言葉を選ばせていただいたということでした。そこについては、もし私の真意がお伝えできなかったとすれば、私の責任でありますので、それはさらにおわびを申し上げます。

○**神崎浩之委員** 私も7年間県議会議員で、部長ともいろいろと交流があるわけなのですが、ちょっと話題を変えまして、私のこの前の一般質問に対するため池の答弁についても、これもちょっとどうなのかなということもあったのです。私は一般質問で農業分野における課題として、ため池について質問しました。常任委員会でも、私と高田委員がやりましたし、それから今定例会でため池の対応ということで意見書を、さまざまため池について話題が出ておりました。そして、私の一般質問後にも多くの報道の皆さんにいらしていただいたわけなのですが、個人所有の農業用ため池に対策が必要な場合の財政支援策はどうなっているのかという質問に対して、部長はどう答弁したのかお伺いします。

○**上田農林水産部長** そういったため池の多分補修ということになりましようけれども、いろんな事案によって恐らく対応する事業等はあるだろうというお話と、それから災害復旧とかでの対応も可能な場合もあるだろうと、さまざまなケース、それから事業主体、それからため池管理者の方々のお考えも多分あると思いましたので、そういったことについては事案によって御相談なりをいただければ、いろいろと一緒に考えてまいりたいという趣旨でお答えをしたと記憶しております。

○**神崎浩之委員** 担当者の方にお伺いいたしますが、今回耐震調査と豪雨調査ということをやっている、それでひっかかったため池については所有者が個人であったり、土地改良区であったり、組合であったりがあるのですが、それで耐震、豪雨対策にひっかかったため池については全額公費で工事してくれるという話を聞いたようなことがありますが、いかがでしょうか。

○**伊藤農村建設課総括課長** ただいまの御質問で、防災重点ため池については、国の事業を使いまして、全額農家負担のない形で工事できるというお話をしました。

○**神崎浩之委員** 私は、一般質問のやりとりの中で、そういう話を聞いていたのです。私がつめ池の質問をするということで、傍聴の方、それからテレビを見ている方、さまざま

な方が注視していたわけなのですけれども、今言われたように個人所有であっても全額公費で工事するのだということを知っていましたので、部長にあえて本会議場の中で質問したところでもあります。なぜ県民の皆様が心配していることを、そういう制度があつて、それにのっとってやれるということを行っているのに、本会議で部長はああいう濁した発言をして、県民を戸惑わせるような回答になったのか、私はあれからずっと気にしておりました。今回の競馬での事案も受けて、競馬に対する反応、答弁、行動を見ても、何か通ずるものがあるのではないかとということで、県民が心配していること、それに対して真摯に誠実にお答えするというのが部長の役割ではないかと思うのですが、あわせていかがでしょうか。

○**上田農林水産部長** ただいまの件に関しましては、県民の方々あるいはため池管理をしていらっしゃる方々がいらっしゃいますので、そういった方々に御安心いただけるといったような答え方、あるいは公費で対応するというをお話しすべきだったろうと思います。これについては、おわびを申し上げます。ただ、濁したようなということに関しましては、こういった事業を導入する際に、地元市町村の負担が生じる場合があります。そういったこともありましたので、先般の一般質問の際に御答弁申し上げましたが、そういった表現になったと御理解いただければと思います。

それから、今回の競馬組合あるいは薬物事案に関しまして、私の申し上げた内容あるいは使った表現について不適切なものがもしあったとしたら大変申しわけないことでもありますので、反省をいたしますし、この場をかりておわび申し上げます。

○**神崎浩之委員** 一般質問のときには、ないものをやれと言ったことに対する答弁ではないわけでありませぬ。ちゃんとこういう制度で、全額公費で個人のものであっても負担するという、そういうことをわかった上で部長に聞いたところでもあります。部長の口から県民を安心させるような答弁をいただきたい、そうあるはずだと思っておりました。

いずれにしても、競馬の話に戻りますが、これは大変なことだと思っています。岩手県における競馬事業の存続も含めてなのですが、各地方競馬、JRAも含めて非常に大変な事態だと思っておられますので、ぜひそういう気持ちがあるのであれば、誠意を込めて関係各位さまざまなところで対応していただきたい。

○**工藤誠委員** 私は、競馬のことについて確認といいますか、お聞きしたいと思います。

今回は7月と9月に起きたということですがけれども、私は前期2年間、競馬組合議員だったということもあつて、前にニコチンが混入されたという事案があったと記憶しております。それで、それはどういう経緯をたどったものだったのか、そこを最終的に確認していませんでしたので、お伺いしたいと思います。

○**及川理事心得** ニコチンの薬物が発生いたしましたのは、平成28年12月の水沢競馬で3頭、ニコチンが検出されておりました。水沢警察署に届け出いたしまして、捜査していただいたのですが、競馬法違反としては立件できないという捜査結果をいただきまして、原因不明という状況になっております。

○**工藤誠委員** ニコチンもいわゆる禁止薬物ということであるかということと、それからもう一つは競馬法違反として立件できないということで、実際犯人もわからない、どういう経過かもわからないということで、最終的に来たということで理解してよろしいですか。

○**及川理事心得** 馬がニコチンを吸収すると興奮するということで、禁止薬物には指定されております。

この事案に係る収束につきましては、原因不明ではありましたが、関係者への賞典停止とか、馬の出走停止とか、それにつきましては手続を踏んでおりまして、この事案については収束しております。

○**工藤誠委員** 平成28年12月から1年7カ月ぐらいたって、またこういう禁止薬物の事案が出たということで、そのときもいろんな対策をとられたと思うのです。ただ、それが今回の事案が発生したときにどう生かされたのか。また、結局生かされなかったから、こういう事案が発生したのではないかと私は思うのですけれども、その際に例えばほかの地方競馬場の対応策を検討するとか、そういうことをやっておくべきだったのではないかと。今回の対策を見ると、今回初めて再発防止対策チームを設置するというのは、いささかちょっと手おくれな対応ではないかと思うのですけれども、そのあたりの見解はいかがでしょう。

○**及川理事心得** 平成28年12月のニコチンの陽性馬が発生したことを受けまして、競走馬1着、2着の尿を検体採取する検体採取所の全面禁煙ですとか、検体の採尿する際の作業改善の一つとして、以前は作業用の手袋を何回も使い回ししておったのを使い捨てタイプに変更するとか、業務エリア、厩舎地区での喫煙指定場所の厳格化ということで、そのときはニコチンに限っての対策をとってきたわけでありまして、今回につきましてはまた別なボルデノンという薬物でありまして、ただいづれ当時の対策が甘かったのではないかと言われれば、それはそのとおりかと思っております。対策チームを今月末に設置して、今最終的な人選等を行っておりますが、獣医ですとか、地方競馬全国協会の方とか第三者を入れて、第三者から客観的な視点で御意見をいただいて、例えば施設改善ですとか、厩舎地区の管理体制のあり方ですとか、そういった意見を頂戴して、改善すべきところは早急には実施していくという考えであります。

○**工藤誠委員** どういう手順、どういふ方法でというのはこれから今警察の捜査が入っているのでしょうけれども、このことについては最後にしますが、前回のニコチンの捜査状況のように、結局最終的にわからなかった、立件できなかった、そういう場合は私も詳しく警察とか法的な対応はわかりませんが、例えば被疑者不詳のままに告訴状を出すとか、そういうことの次のステップも考えておられるのかどうか。こんなという言い方は失礼ですけれども、1年半ぐらいい前にもそういう事案が起きていて、また今回は7月にあって9月にまたあったと、やはりちょっとこれはどう考えても異常なことではないかと私は思います。そういうことで、もっと強い自己改善なり、先ほど御答弁もありましたけれども、司法の手に委ねるとか、そういう厳格な対応が必要ではないかと思うのですけれども、御

見解をお伺いいたします。

○**内宮理事** 原因究明につきましては、現在警察で捜査を進めていただいているところではありますが、競馬組合としては捜査に全面的に協力するという姿勢であります。したがいまして、今回相次いで発生した後、当該厩舎の関係者からの事情聴取ではなくて、地方競馬全国協会の協力も得て、水沢競馬場、盛岡競馬場の全厩舎の厩務員の方からも今までにないような事情聴取も行いまして、結果についても警察にも全面的に情報提供して、警察と一体となって原因究明、そして再発防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○**工藤誠委員** 次の手を打たないのですか。

○**内宮理事** まずは、今申し上げたことをやるということで、先ほど御指摘のあった告訴等については、また追って検討させていただきたいと考えております。

○**工藤誠委員** では、次の話に移ります。

先ほどの工事請負契約案件のこの関連ですけれども、あと3年でもう復興期間が終わるということで、これから新たに発注するような工事があるのかどうかということ、期間がもう短いのですから。それから、当然今実際に施工しているでしょうから、その中でもまた契約変更が出てくる可能性も当然あると思うのですけれども、一体どれくらいの可能性として考えられているのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○**阿部漁港漁村課総括課長** 漁港施設につきましては、おおむね復旧は完了しております、若干は残っているのですけれども、議会に提案するような大規模なものはありません。現地で行う例えば防潮堤に隣接した臨港道路ですとか、そういったものがまだ残っております、それについてはできるだけ早く発注して、早期完成したいと思っております。それから、海岸防潮堤につきましては、門扉とか陸閘の機械の施設があるのですけれども、扉体といいまして、実際の扉みたいなものについてはこれから発注しなければならない案件が残っております。それにつきましては、今年度、それから来年度前半ぐらいに発注することを目標にして、できるだけ早期に完成を図り、2020年度末までに完成を目指していきたいと考えております。

変更契約につきましては、当初の設計では最善の方法で発注しているつもりですけれども、先ほど来御説明したとおり、変更案件が生じてくるのはやむを得ないものと考えております。これもできるだけ私どもとしては進行管理を徹底させつつ、今般のように地盤条件が変更になったものについては、迅速かつ的確に対応策を考えて、速やかに設計変更を行った上で、早期完成を目指してまいりたいと思います。

○**工藤誠委員** 早期に発注し、変更のあった場合にも早期に対応していただきたいと。それで、防潮堤なので、直接漁業に与える影響というのはない気がするのですけれども、そういうことについての現在の状況というのはどういう感じでしょうか。

○**阿部漁港漁村課総括課長** 防潮堤につきましては、委員も御承知かと思っておりますけれども、海の中に設置するものは余りなくて、陸上に設置するものが多いものですから、直接漁業へ悪影響を及ぼすというのはほとんどありません。ただ、漁港の中で防潮堤をつくってい

る場合、漁業者の通常活動というか、そういったものに若干支障を来す場合もあります。これにつきましては、漁業者は盛漁期というのがありまして、例えばアワビの口あけ、それからサケが盛んな時期とかがあります。そういうものに十分配慮して、その期間は工事をちょっとストップしたりとか、そういった配慮をしながら漁業に影響が生じないように努めているところであります。

○**工藤誠委員** それでは、次に移ります。

さっき汚染原木でしたか、その議案が出ていましたけれども、汚染牧草については今一時保管という形になっていて、最終処分もしていないという事例もあると思います。実は私の地元もそうなのですが、最終処分をするために県としては制度的なものとか、財政支援とかをどうお考えになっているのか、そのことをまずお聞きしたいと思います。

○**菊池畜産課総括課長** 汚染牧草につきましては、農家の庭先から集中保管施設まで運んで、その次に焼却に向けた保管をするまで私どもで対応しております。それにつきましては、国の事業を使いながら市町村に対して支援をしているという状況であります。

○**工藤誠委員** 最終処分は、市町村の責任だということですか。

○**菊池畜産課総括課長** 一般廃棄物ということですので、最終的には市町村で処分をするということになります。

○**工藤誠委員** そうすると、それに対する何か支援事業というものは、一般廃棄物だからもう燃やせばいいということだけでよろしいわけですか。

○**照井企画課長** 農林業系副産物の処理につきましては、環境生活部が主体となりまして、焼却を基本に処理を進めているところであります。この処理にかかる経費は、地元市町村と合意形成を図りながら、環境省の事業を活用して処理を進めているという状況です。

○**工藤誠委員** そちらの事業を使ってできるということですね。

それでは、最後の項目なのですが、農道についてお伺いします。ちょっと昔の話なので恐縮なのですが、以前は一般農道とか、広域農道とか、農免農道とかさまざまありました。そういう制度というのは現在もあるのかどうかを確認したいし、あれば補助割合などはどうなっているのか、その制度を教えてくださいたいと思います。

○**伊藤農村建設課総括課長** 農道につきましては、現在も事業を実施しております。

補助率につきましては、いわゆる一般農道につきましては国 50%、県 25%、市町村 25%であります。ただし、過疎の市町村におきましては国 50%、県 50%であります。そのほか基幹農道整備事業におきましては、過疎以外では国 50%、県 35.33%、市町村 14.67%、また過疎の市町村におきましては国 50%、県 50%となっております。

○**工藤誠委員** 今岩手県の農道の整備率というのは出せるのか。出せないと思うのですが、その延長が幾らであるか。それが例えば東北 6 県の中で比べてどの程度なのか。整備率のように何%とかと出せるものなのかどうか、もしも出せなければ、その延長で比較できるようなことはできるものでしょうか。

○**伊藤農村建設課総括課長** ただいま手元に資料がないので、確かなことは申し上げられ

ませんが、現在、改良工事を実施している地区の整備計画を分母、これまでに完了した延長を分子と考えれば、整備計画に対する進捗を整備率ということも可能かと思われます。

○**工藤誠委員** それで、ちょっと個別具体的話で恐縮なのですがけれども、私の地元の農道の工事がスタートして、起点側と終点側をちょっとやって、それで一旦事業中止になって、それから再開の手続を踏んで、また少し事業が進んで、今ストップしているということを地元から言われておりました、どういう理由なのかということをもまず教えていただきたいことと、今後の見通しをお知らせいただきたいと思います。

○**伊藤農村建設課総括課長** ただいまの御質問は、一戸町上野地区のことだと認識しております。平成 25 年度から上野 2 期地区ということで再開しており、現在のところは実施計画と仮の工事 550 メートルほどを実施しているところであります。平成 29 年度までの進捗は 1 億 7,000 万円ということで、進捗率は 16.4%であります。今年度につきましては、終点側が御所野遺跡に位置するということから、その周辺の環境への影響が少ないルートに変更するという内容で今現在協議しているところであります。その協議につきましても整いましたことから、来年度からまた新たに改良工事を進めてまいりたいと考えております。

○**工藤誠委員** まだ進捗率が 16.4%ということなので、平成 31 年度から工事再開していただけるということですので、急いで頑張ってください、御所野遺跡の世界遺産登録もありますし、ちょうどバイパスの上に道の駅をつくるという構想もあって、その上に農道がありますので、非常に B バイ C 的なことも含めて今後いいと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。今後の岩手県全体の農道の整備率の向上といいますか、これから車の時代であるし、物流の時代ですから、やはり農道もしっかりやっていかなければならないと思いますので、最後にこの農道の整備について千葉技監からその所感を聞いて終わりたいと思います。

○**千葉農村整備担当技監** いろいろと御心配をかけておりますけれども、農道整備事業については昔は広域農道だとか、農免農道、そういった補助金でやる制度だったわけでありましてけれども、現在は財源が農山漁村地域交付金ということで、その財源が国では毎年、実際は対前年 10% ぐらいずつ減少傾向にあるところでありまして、農道整備は本県としても農村地域の重要な役割を果たしておりますので、国に対して、その交付金の予算の確保について機会あるごとに要請活動しております。そういったことを今後続けまして、予算をきちんと確保して、本県の農道整備を進めてまいりたいと思っております。

○**名須川晋委員長** そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**名須川晋委員長** ほかになければ、これで本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の 11 月の県外調査についてであります。お手元に配付しております平成 30 年度農林水産委員会調査計画（案）のとおり

実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○名須川晋委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。